

1 農産物（製茶を含む）の輸出の際に求められる各種証明書

（品目ごとの詳細な検疫条件、記載以外の国・地域、郵便物・携帯品等に関しては植物防疫所①にお問い合わせください。）

令和4年7月1日現在

国・地域	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
香港	植物検疫証明書は不要	—	①
	輸入停止(福島県の野菜・果物) 放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書(茨城県、栃木県、群馬県、千葉県) の野菜・果物)	近畿農政局	②
台湾	植物検疫証明書(精米、製茶は不要)(リンゴ、ナシ、モモ、スモモは二国間合意に基づく 検疫条件を満たす必要)	神戸植物防疫所	①
	輸入停止(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県)のきのこ類・コシアブラ) 放射性物質検査報告書(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の農産物全般、岩手 県、宮城県、山梨県、静岡県)のきのこ類、静岡県の茶類) 産地証明書又は原産地証明書(47都道府県)※1	指定の放射性物質検査機関 和歌山県(産地証明書) 商工会議所(原産地証明書)	③ ④
	植物検疫証明書(製茶は不要)	神戸植物防疫所	①
韓国	一部県は品目により輸入停止 放射性物質検査証明書(宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県) 産地証明書(13都県以外)	近畿農政局	②
	植物検疫証明書(精米は二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。リンゴ、日本ナシは 中国政府の輸入許可証を取得する必要。)	神戸植物防疫所	①
	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、 新潟県(精米のみ輸出可)) 産地証明書(10都県以外)※2	近畿農政局	②
シンガポール	植物検疫証明書は不要	—	①
マレーシア	一部の品目は植物検疫証明書が必要(ウンシュウミカン、トウガラシ、ピーマン、精米、玄 米はマレーシア政府の輸入許可証を取得する必要)	神戸植物防疫所	①
タイ	植物検疫証明書(ウンシュウミカン等のかんきつ、日本ナシ、モモ、サクランボ、ブドウ、リン ゴ、イチゴ、カキ、キウイフルーツ、ナス、メロン、スイカ、キュウリ、トマトは二国間合意に基づく 検疫条件を満たす必要)	神戸植物防疫所	①
	青果物の食品衛生に関する証明書(選別・梱包施設の認定が必要)(ISO22000、JFS-C 等食品安全に関する国際規格の認証書も可)	近畿農政局、JFS規格の監 査会社、和歌山県等	②
ベトナム	植物検疫証明書(リンゴ、日本ナシ、ウンシュウミカンは二国間合意に基づく検疫条件を満 たす必要)	神戸植物防疫所	①
フィリピン	植物検疫証明書(製茶は不要。米、リンゴ、ナシはフィリピン政府の輸入許可証を取得する 必要。)	神戸植物防疫所	①
インドネシア	植物検疫証明書(産地の都道府県名の記載が必要)	神戸植物防疫所	① ②
	放射性物質検査報告書(穀物、生鮮果実、生鮮野菜)(宮城県、山形県、茨城県、栃木 県、新潟県、山梨県、長野県)	指定の放射性物質検査機関	④
	インドネシア当局により登録された検査機関が発行した分析証明書	登録された検査機関	⑤
豪州	植物検疫証明書(製茶は不要。カキ、キウイフルーツ、日本ナシ、リンゴ、イチゴ、玄米は二 国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
米国	一部の品目は植物検疫証明書(カキ、日本ナシ、ウンシュウミカン、リンゴ、メロンは二国 間合意に基づく検疫条件を満たす必要)及び米国政府の輸入許可証(キウイフルーツ、 イチゴ、ミョウガ、タマネギ、ナガイモ、ワサビ)が必要	神戸植物防疫所	①
EU	植物検疫証明書(米、製茶は不要)(ウンシュウミカン等のかんきつ、サクランボ、リンゴ、ナ シ、トウガラシ、ピーマンは特別な検疫条件を満たす必要)	神戸植物防疫所	①
	放射性物質検査証明書(福島県の柿(乾燥品)、一部県の野生のきのこ類・一部の山菜類) 産地証明書(上記品目のうち、放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産されたもの)	近畿農政局	②

※1: 台湾向け産地証明は植物検疫証明書(問合せ先①)による代用も可。

※2: 野菜、果実、茶葉・茶製品及び薬用植物産品は、輸出に必要な放射性物質検査の検査項目が日本政府と中国政府との間で合意されていないため、放射性物質検査証明書を発行することができず、事実上輸入停止(該当品目は中国側のHSコードで示されています)。

問合せ先一覧

- ① 神戸植物防疫所 業務部 輸出検疫担当【植物検疫証明書】 Tel: 078-331-2384 Fax: 078-391-1757
<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html#yusyutu>
- ② 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 Tel: 075-366-4053 Fax: 075-414-7345
【放射性物質検査証明書等】 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html
【タイ向け青果物の食品衛生に関する証明書】 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html>
- ③ 輸出事業者として登録した各商工会議所【原産地証明書】 <https://www5.cin.or.jp/ccilist/>
- ④ 指定の放射性物質検査機関【放射性物質検査報告書】 https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html
- ⑤ インドネシア当局により登録された検査機関【分析証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/id_lab.html